

独立行政法人国立印刷局の平成 27 年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 28 条の 4 の規定に基づく評価結果の業務運営の改善及び事業計画への反映状況については、以下のとおりである。

	平成 27 年度評価における課題、改善事項（※1）	平成 28 年度業務運営の改善への反映状況（※2）	平成 29 年度事業計画への反映状況（※3）
1	<p>外国紙幣の製造受注については、現行紙幣の追加製造が主たるものであることから、独自の偽造防止技術を持つ国立印刷局の製造条件と合致しないことが判明した。今後は、製造技術協力や専門技術を要する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献に努めてもらいたい。</p>	<p>I-1-(2) 通貨当局との密接な連携等について</p> <p>③ 製造技術協力に係る取組等</p> <p>イ ベトナム国家銀行への技術協力 国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトの一環であるベトナム国家銀行への技術協力については、引き続き、専門家を長期派遣し、インキ製造に係るアドバイスを行った。 また、ベトナム国家銀行におけるインキ製造技術確立に向けた中長期計画の作成を支援した。</p> <p>ロ インドネシア政府証券印刷造幣公社との技術交流 平成 26 年度に覚書を締結したインドネシア政府証券印刷造幣公社との技術交流については、相互にスーベニア印刷物を製造することを合意したことから、そのデザイン等について協議・意見交換を行った（4 月・7 月）。 なお、国立印刷局はスーベニア印刷物の作製を完了し、インドネシア政府証券印刷造幣公社へ発送した（平成 29 年 3 月）。</p>	<p>製造技術協力や専門技術を要する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行うこととし、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>I-1-(2) 通貨当局との密接な連携等</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券製造機関、中央銀行等による当該国・地域における外国銀行券等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等からの要望や当該国・地域における流通環境等に応じて、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨当局等との緊密な連携の下、製造技術協力などの実施に積極的に取り組みます。</p>

平成 27 年度評価における課題、改善事項 (※1)	平成 28 年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	平成 29 年度事業計画への反映状況(※3)
<p>2 マイナンバー通知カードの製造に伴い生じた返品及び情報漏えいについては非常に重く受け止める必要がある。本事業は今後も継続予定であることから、業務フローの見直しを含め工程管理を徹底し、再発防止が図られることが求められる。</p> <p> 製造したマイナンバー通知カードの納入にあたっては、一部に、国立印刷局から各郵便局への搬入の遅れを指摘する報道がなされたところ。検証の結果、関係者間の事前調整が、計画段階で想定可能であった問題点等を十分加味されないまま行われた事実を確認した。結果的に、国立印刷局は、契約書に記載された期限までに全てのマイナンバー通知カードの搬入を完了したが、本件のような特定個人情報の漏えいリスクのある不特定多数の者に送付するための印刷、封入等の一連の作業の受注等、印刷局において業務実績のない新規かつ重要な事業の実施に際しては、予めあらゆるリスクを想定し、同様の問題が生じないよう準備を万全にして臨む必要がある。</p> <p> また、新規事業の受注に当たっては、組織的な管理の下で、適切な収支見込みを作成し継続して課題・問題点の把握に努めるべきである。</p>	<p>I-2-(2) その他の製品について</p> <p> ニ 通知カードの製造・管理</p> <p> 通知カードの製造・管理については、作業マニュアルの遵守を含めた工程管理の徹底及び製造トラブルへの対策の実施について委託業者へ指導するとともに、委託業者へ赴き指導内容の履行状況を確認することによりチェック体制の強化を図った(8月・11月)。</p> <p> 確認の結果、作業マニュアルの遵守を含めた工程管理の徹底、製造ラインからの製品の取り出しを防止するカバーの設置、カメラによる履歴管理等の対策が実施されていることを確認した。</p>	<p> 誤封入等の再発防止に向け、工程管理の徹底を行うこととし、以下のとおり事業計画に反映した。なお、29年度に新規かつ重要な事業の実施は予定していない。</p> <p>I-2-(2) その他の製品</p> <p> 切手等の製品については、発注者との契約に基づく数量を確実に製造するとともに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。</p> <p> また、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。</p>

平成 27 年度評価における課題、改善事項 (※1)	平成 28 年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	平成 29 年度事業計画への反映状況(※3)
<p>3 労働災害については、緊急安全点検等を通じて危険個所の改善等が図られているところであるが、休業4日以上労働災害について、4件中3件が同じ工場に集中しており、労働災害ゼロに向けて、安全教育の更なる徹底等に取り組むことが求められる。</p>	<p>VII-5-(1) 労働安全の保持について 労働災害については、重点実施事項として以下の取組を確実に実施することにより、未然防止に努めており、休業を要する労働災害の発生はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生業務に関する法令等の改正内容について、改正の都度、本局から各機関に周知を行い、所要の対応を図った。また、各機関において、安全衛生関係法令の遵守状況を確認した結果、法令違反はなかった。 ・各機関において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の規定に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）等を実施した。さらに、作業経験の浅い者を対象として安全教育を実施し、安全意識の醸成を図った。 ・リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。 ・安全衛生点検の実施（毎月）に加え、安全総点検を実施（4月～5月）し、不安全箇所の洗い出し及び改善を行った。また、全国安全週間（7月）の取組として危険予知の徹底を図るとともに、全国労働衛生週間（10月）の取組として安全衛生点検を実施するなど、職員の安全衛生意識の向上を図った。さらに、国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間（平成29年2月）において、安全作業基準の読み合わせ等を実施した。 	<p>労働災害については、引き続き、未然防止に注力することとし、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>VII-5-(1) 労働安全の保持 職場環境整備に資する計画に基づき、安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、安全作業基準の確認等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。</p>

※1 国立印刷局の平成27年度の業務実績に関する評価書（平成28年9月7日付け財務省理財局）から該当箇所を抜粋。

※2 平成28年度の業務実績に関する自己評価書に基づき記載。

※3 平成29年度事業計画から該当箇所を抜粋。